

令和7年度 福井県産休・育休等代替職員募集のお知らせ

受付期間 令和7年6月 4日（水）～ 令和7年6月13日（金）＜必着＞
試験 令和7年6月18日（水）

福 井 県 総 務 部 人 事 課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話 0776-20-0240

県の本庁各課・出先機関で、令和7年7月から令和7年11月までの間に勤務を始める産休・育休等代替職員を募集します。

＜職務内容＞

知事部局および教育委員会の各所属における職員の給与・旅費事務や予算事業の企画・運営など、幅広い一般行政の事務に従事していただきます。

産休・育休等代替職員は、下記①～③の事項に該当する場合に期限付で採用するものです。①の場合、採用から概ね6か月間は「臨時的任用職員」、その後は「任期付職員」として任用することになります。（②、③の場合、概ね6か月ごとに「臨時的任用職員」として更新を行います。）任期は最長で1～3年程度を予定していますが、職員の休業期間の短縮や、欠員の解消等により退職いただく場合があるほか、勤務成績等により任期付職員として任用されない場合があります。

【代替職員が必要な場合】

- ① 職員が産前産後休暇および育児休業を取得した場合
- ② 職員が介護休暇を取得した場合
- ③ 職員が突発的に退職するなど欠員が生じた場合

必要の都度、職員を採用することになるため、採用時期および勤務期間はそれぞれ異なります。また、令和7年11月末までに代替職員が必要とならない場合は採用されませんのでご注意ください。

採用された後でも、職員の育児休業や介護休暇の期間が短縮された場合には、その時点で退職していただくことになります。

1 募集

15名程度（一般事務）

※勤務開始時期、勤務場所等は、申込書・面接により希望等を確認します。

勤務開始時期	募集人数	勤務場所
令和7年7月～令和7年11月 で随時	15名程度	県庁各課および県内出先機関 （福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）

2 応募資格

日本の国籍を有し、かつ地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

3 選考考査

(1) 試験内容

一次試験（筆記）

- ア 試験日程 令和7年6月18日（水） 9時00分～12時10分
(8時45分までに集合)
- イ 試験会場 福井県庁6階 大会議室
(福井市大手3丁目17-1)
- ウ 試験内容 適性検査、高等学校卒業程度の教養試験

二次試験（面接）

- ア 試験日程 令和7年6月18日（水） 13時05分～17時00分
(13時00分までに集合)
- イ 試験会場 福井県庁1階 101会議室
(福井市大手3丁目17-1)
- ウ 試験内容 個別面接

(2) その他

- ア 受験票は発行しません。
- イ 試験当日は、指定の時刻までに試験会場へお越しください。
- ウ 鉛筆（HB 2本）、消しゴム等の筆記用具を持参してください。

4 合否通知

試験終了後、5営業日以内に合否を通知するとともに、採用決定者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

5 採用時期

令和7年7月～令和7年11月の期間で、必要の都度採用します。

なお、採用後に採用理由が消滅した場合（代替職員が必要とされなくなった場合）は退職していただくことになります。

6 勤務条件

- (1) 勤務日 月曜日から金曜日まで
- (2) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
※勤務する所属によっては、土日変則勤務の場合があります。

- (3) 給 料 以下の区分により月額支給します。

学歴区分	額（地域手当込）
大学卒（修学年数4年）	210,360円
短大卒（修学年数2年）	196,920円
高校卒	185,520円

※令和7年4月1日現在。

※職歴等のある場合、一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

※学歴区分の（短大卒以上）認定に当たっては、最終学歴の学校の卒業（修了）証明書が必要となります。採用決定後、速やかに書類の提出をお願いします。

- (4) 諸 手 当 通勤手当、期末・勤勉手当等を規則、任用期間等にもとづいて支給します。

7 申込手続

別紙の「産休・育休等代替職員申込書」に必要事項を記入の上、県庁7階の人事課まで持参するか郵送（書留）してください。申込書等を郵送する場合は、封筒の表に「産休・育休等代替職員申込み」と朱書きしてください。

8 受付期間

令和7年6月4日（水）～令和7年6月13日（金）＜必着＞

午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日は除く）

（郵送の場合は、必ず書留郵便により行うものとし、令和7年6月13日（金）までに到着したものに限り受け付けます。）

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県総務部人事課

TEL 0776-20-0240

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、次の手続きにより口頭で開示（簡易開示）を請求することができます。

- (1) 開示の内容等

口頭で開示を請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者本人	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1か月	福井市大手3丁目17-1 福井県総務部人事課

- (2) 口頭による開示請求の手続き

開示請求に当たっては、以下のいずれかの書類を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人（代理人は不可）が直接人事課へお越しください。ただし、土・日、祝日は受付しておりません。

① 運転免許証

② 日本国旅券（パスポート）

③ 個人番号カード

④ 各種健康保険の被保険者証

⑤ 各種年金手帳等

※環境への配慮から来所に際しては、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします。